

事務連絡
平成 25 年 12 月 24 日

地方厚生（支）局医療課 御中

厚生労働省保険局医療課

訪問看護療養費に関する訪問看護ステーションの基準に係る届出等の取扱いについて

訪問看護療養費に関する訪問看護ステーションの基準に係る届出（訪問看護基本療養費の注 2 及び注 4 に規定する専門の研修を受けた看護師に係る届出、精神科訪問看護基本療養費に係る届出、24 時間対応体制加算・24 時間連絡体制加算・特別管理加算に係る届出）の取扱いについては、これまで「訪問看護ステーションの基準に係る届出に関する手続きの取扱いについて」（平成 24 年 3 月 5 日付け保医発 0305 第 10 号）において示してきたところです。しかしながら、今般、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 88 条第 1 項に基づき指定訪問看護事業者の指定を受け、又は同法第 89 条第 2 項に基づき指定があったとみなされたのみで、訪問看護療養費に関する訪問看護ステーションの基準に係る届出を行わずに、「訪問看護基本療養費」の（I）ハ若しくは（II）ハ、「精神科訪問看護基本療養費」、「24 時間対応体制加算」、「24 時間連絡体制加算」又は「特別管理加算」を算定していた訪問看護事業者がみられました。

本件に関して、訪問看護療養費に関する訪問看護ステーションの基準に係る届出等の取扱いは、下記のとおりとしますので、対応に遺漏なきようよろしくお願いします。

なお、本件については、社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険中央会を通じて、社会保険診療報酬支払基金支部及び国民健康保険団体連合会に協力を依頼しているものであることを申し添えます。

記

1. 社会保険診療報酬支払基金支部より、平成 25 年 5 月における訪問看護療養費明細書の審査において、訪問看護療養費に関する訪問看護ステーションの基準に係る届出を行わずに、「訪問看護基本療養費」の（I）ハ若しくは（II）ハ、「精神科訪問看護基本療養費」、「24 時間対応体制加算」、「24 時間連絡体制加算」又は「特別管理加算」を算定していたことが確認された訪問看護事業者のリストを入手すること。

また、社会保険診療報酬支払基金支部において、当該リストには掲載されていないが、訪問看護療養費に関する訪問看護ステーションの基準に係る届出を行わずに、「訪問看護基本療養費」の（I）ハ若しくは（II）ハ、「精神科訪問看護基本療養費」、「24 時間対応体制加算」、「24 時間連絡体制加算」又は「特別管理加算」を算定していた訪問看護事業者を新たに把握した場合は、おって貴局あてに連絡があるので、概ね 1 か月以内に以下の 2. 及び 3. の取扱いに準じて対応すること。



2. 1. のリストに掲載された訪問看護事業者に連絡し、以下の点について指示するとともに、改めて訪問看護事業者として必要な手続きに関する十分な理解と自覚を促すよう指導すること。この指示及び指導については、平成 26 年 1 月 24 日までの間に、地方厚生（支）局において行うこと。

(1) 「訪問看護基本療養費」の（I）ハ又は（II）ハを算定していた訪問看護事業者については、届出を行わずに当該算定を始めた時点の事業所の状況を「訪問看護基本療養費の注 2 及び注 4 に規定する専門の研修を受けた看護師に係る届出書」（様式 1）に記載し、平成 26 年 2 月 28 日までに地方厚生（支）局に提出すること。

また、「訪問看護基本療養費」の（I）ハ又は（II）ハについては、緩和ケア又は褥瘡ケアに係る専門の研修を受けた看護師が訪問看護を行った場合に算定できるものであるため、当該基準を満たす者が訪問看護を行っていたことが確認できるよう、その状況を別紙 1 に記載し、上記の届出書と併せて地方厚生（支）局に提出すること。

(2) 「精神科訪問看護基本療養費」を算定していた訪問看護事業者については、届出を行わずに当該算定を始めた時点の事業所の状況を「精神科訪問看護基本療養費に係る届出書」（様式 2）に記載し、平成 26 年 2 月 28 日までに地方厚生（支）局に提出すること。

また、「精神科訪問看護基本療養費」については、精神障害を有する者に対する看護について相当の経験を有する保健師、看護師、准看護師又は作業療法士が訪問看護を行った場合に算定できるものであるため、当該基準を満たす者が訪問看護を行っていたことが確認できるよう、その状況を別紙 2 に記載し、上記の届出書と併せて地方厚生（支）局に提出すること。

(3) 「24 時間対応体制加算」、「24 時間連絡体制加算」又は「特別管理加算」を算定していた訪問看護事業者については、届出を行わずに当該算定を始めた時点の事業所の状況（当該時点が平成 24 年 3 月 31 日以前の場合は、平成 24 年 4 月 1 日時点の事業所の状況）を「24 時間対応体制加算・24 時間連絡体制加算・特別管理加算に係る届出書」（様式 3）に記載し、平成 26 年 2 月 28 日までに地方厚生（支）局に提出すること。

また、「24 時間対応体制加算」、「24 時間連絡体制加算」又は「特別管理加算」については、所定の基準を満たす場合に算定できるものであるため、当該基準を満たした上で訪問看護を行っていたことが確認できるよう、別紙 3 を作成し、上記の届出書と併せて地方厚生（支）局に提出すること。

3. 2. (1)、(2)又は(3)によって提出された届出書及び添付書類等により、「訪問看護基本療養費」の(I)ハ若しくは(II)ハ、「精神科訪問看護基本療養費」、「24時間対応体制加算」、「24時間連絡体制加算」又は「特別管理加算」の届出基準を満たしていたことが確認できた場合は、当該訪問看護事業者が届出を行わずに当該算定を始めた時点（「24時間対応体制加算」、「24時間連絡体制加算」又は「特別管理加算」については、当該時点が平成24年3月31日以前の場合は、平成24年4月1日時点）をもって、当該届出書が受理されたものとし、社会保険診療報酬支払基金支部及び国民健康保険団体連合会に、その旨を通知して、当該届出書及び添付書類等の写しを送付すること。なお、届出基準を満たしていたことが確認できなかつた場合は、当該届出書を受理しないこと。

また、上記により届出書が受理されたものとした日以降に、当該訪問看護事業者において、届出内容と異なった事情が生じていた場合は、「訪問看護ステーションの基準に係る届出に関する手続きの取扱いについて」（平成24年3月5日付け保医発0305第10号）により、変更の届出を行わせること。

なお、「精神科訪問看護基本療養費」について、訪問看護を行っていた者が精神障害を有する者に対する看護について相当の経験を有する者に該当していなかつた場合は、精神科訪問看護指示書、精神科訪問看護計画書等を訪問看護指示書、訪問看護計画書等とみなした上で、「訪問看護基本療養費」の算定基準を満たすときには、「訪問看護基本療養費」を算定するものとすること。

4. 2. 及び3. の取扱いについては、訪問看護療養費に関する訪問看護ステーションの基準に係る届出は訪問看護事業者が責任をもって行うべきものであるが、訪問看護事業者が当該届出を行う義務を十分に理解できていなかつたこと、平成24年度診療報酬改定において届出内容に変更があつたが、十分に周知徹底できていなかつたこと、訪問看護療養費の算定内容と届出の突合審査が十分にできていなかつたこと等を踏まえた特例的なものであり、訪問看護事業者からの2. の届出書及び添付書類等の提出については、平成26年2月28日までに限るものとすること。

5. 2. において指示を行う訪問看護事業者以外にも、訪問看護療養費に関する訪問看護ステーションの基準に係る届出を行わずに、「訪問看護基本療養費」の(I)ハ若しくは(II)ハ、「精神科訪問看護基本療養費」、「24時間対応体制加算」、「24時間連絡体制加算」又は「特別管理加算」を算定している訪問看護事業者があるおそれがあるため、貴管下の全ての訪問看護事業者に対し、このような場合には、2. の届出書及び添付書類等を地方厚生（支）局に提出することについて、平成26年1月24日までに広く周知を行うこと。

別紙様式 1

訪問看護基本療養費の注2及び注4に規定する専門の研修を受けた看護師に係る届出書

(届出・変更・取消し)

受理番号	(訪看 26)	号
------	---------	---

受付年月日	平成 年 月 日	決定年月	平成 年 月 日
-------	----------	------	----------

(届出事項)	1. 緩和ケア	2. 褥瘡ケア
上記のとおり届け出ます。		
平成 年 月 日 (届出を行わずに算定を始めた時点: 平成 年 月 日)		
指定訪問看護事業者		
の所在地及び名称		
代表者の氏名		印
関東信越厚生局長 殿		

届出内容 (届出を行わずに算定を始めた時点の事業所の状況)

ステーションコード	
指定訪問看護事業者	
の所在地及び名称	
管理者の氏名	
1 緩和ケアに関する専門研修	
氏名	氏名
2 褥瘡ケアに関する専門研修	
氏名	氏名
備考: 1及び2の専門研修を修了したことが確認できる文書を添付すること。	
: 届出書は、正副2通を提出のこと	

別紙様式2

精神科訪問看護基本療養費に係る届出書（届出・変更・取消し）

受付年月日	平成 年 月 日	受理番号	(訪看 10) 号																		
		決定年月日	平成 年 月 日																		
<p>(届出事項) 精神科訪問看護基本療養費に係る届出</p> <p>上記のとおり届け出ます。 平成 年 月 日 (届出を行わずに算定を始めた時点: 平成 年 月 日) 指定訪問看護事業者 の所在地及び名称 関東信越厚生局長 殿</p> <p>代表者の氏名 印</p>																					
<p>届出内容 (届出を行わずに算定を始めた時点の事業所の状況)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">指定訪問看護ステーションの 所在地及び名称</td> <td style="width: 20%;">ステーションコード</td> </tr> <tr> <td colspan="2">管理者の氏名</td> </tr> <tr> <td colspan="2">当該届出に係る指定訪問看護を行う看護師等</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">氏名</td> <td style="width: 15%;">職種</td> <td style="width: 70%;">当該指定訪問看護を行うために必要な経験内容</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>備考: 職種とは保健師、看護師、准看護師又は作業療法士の別を記載すること : 経験内容は、具体的かつ簡潔に記載すること : 届出書は正副2通を提出すること</p>				指定訪問看護ステーションの 所在地及び名称	ステーションコード	管理者の氏名		当該届出に係る指定訪問看護を行う看護師等		氏名	職種	当該指定訪問看護を行うために必要な経験内容									
指定訪問看護ステーションの 所在地及び名称	ステーションコード																				
管理者の氏名																					
当該届出に係る指定訪問看護を行う看護師等																					
氏名	職種	当該指定訪問看護を行うために必要な経験内容																			

別紙様式3

24時間対応体制加算・24時間連絡体制加算・特別管理加算に係る届出書（届出・変更・取消し）

受付年月日	平成 年 月 日	受理番号	(訪問 23, 24, 25) 号																		
(届出事項) 1. 24時間対応体制加算 2. 24時間連絡体制加算 3. 特別管理加算																					
上記のとおり届け出ます。 平成 年 月 日 (届出を行わずに算定を始めた時点: 平成 年 月 日) 指定訪問看護事業者 の所在地及び名称 代表者の氏名 印 関東信越厚生局長 殿																					
ステーションコード																					
指定訪問看護ステーションの 所在地及び名称 管理者の氏名																					
1. 24時間対応体制加算 2. 24時間連絡体制加算に係る届出内容 (届出を行わずに算定を始めた時点の事業所の状況)																					
○連絡相談を担当する職員 () 人																					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>保健師</td><td>人</td><td>常勤</td><td>人</td><td>非常勤</td><td>人</td></tr> <tr><td>助産師</td><td>人</td><td>常勤</td><td>人</td><td>非常勤</td><td>人</td></tr> <tr><td>看護師</td><td>人</td><td>常勤</td><td>人</td><td>非常勤</td><td>人</td></tr> </table>				保健師	人	常勤	人	非常勤	人	助産師	人	常勤	人	非常勤	人	看護師	人	常勤	人	非常勤	人
保健師	人	常勤	人	非常勤	人																
助産師	人	常勤	人	非常勤	人																
看護師	人	常勤	人	非常勤	人																
○連絡方法																					
○連絡先電話番号																					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>1</td><td>()</td><td>4</td><td>()</td></tr> <tr><td>2</td><td>()</td><td>5</td><td>()</td></tr> <tr><td>3</td><td>()</td><td>6</td><td>()</td></tr> </table>				1	()	4	()	2	()	5	()	3	()	6	()						
1	()	4	()																		
2	()	5	()																		
3	()	6	()																		
※ 24時間対応体制加算の場合、連絡相談を担当する職員には緊急時訪問看護を担当する職員 についても記載すること。																					
3. 特別管理加算に係る届出内容 (届出を行わずに算定を始めた時点の事業所の状況)																					
<p>○24時間対応体制加算・24時間連絡体制加算を算定できる体制を整備している。 既届出の場合: 受理番号 ()、本届出による。(有、無)</p> <p>○当該加算に対応可能な職員体制・勤務体制を整備している。(有、無)</p> <p>○病状の変化、医療機器に係る取扱い等において医療機関等との密接な連携体制を整備して いる。(有、無)</p>																					
<p>備考: 連絡相談担当は保健師、助産師又は看護師の別に記載すること : 「3. 特別管理加算」単独の届出は、認められないこと : 届出書は、正副2通を提出のこと</p>																					

(別紙1)訪問看護基本療養費の注2及び注4に係る報告書

【ステーションコード】

【訪問看護事業所名】

【管理者の氏名】

患者氏名	※訪問期間	※注2又は注4の算定要件を満たす看護師名

<記載事項に関する留意事項>

※「訪問期間」欄については、訪問看護指示書・在宅患者訪問点滴注射指示書(別紙様式16)の訪問看護指示期間又は点滴注射指示期間を記載すること。

※「注2又は注4の算定要件を満たす看護師名」欄については、複数名の看護師が訪問して看護した際は、全ての看護師名を記載すること。

(別紙2)精神科訪問看護療養費に係る報告書

【ステーションコード】

【訪問看護事業所名】

【管理者の氏名】

1 訪問看護基本療養費(Ⅱ)(平成24年3月31日以前)の算定の有無

算定していた	算定していない
--------	---------

※該当する箇所に○を付すこと。

2 訪問看護の状況

患者氏名	訪問した保健師等	※訪問期間

＜記載事項に関する留意事項＞

※「訪問期間」欄については、精神科訪問看護指示書(別紙様式17)の指示期間を記載すること。

※当該患者の精神科訪問看護指示書の写しを添付すること。

(別紙3)24時間対応体制加算・24時間連絡体制加算
又は特別管理加算に係る報告書

【ステーションコード】

【訪問看護事業所名】

【管理者の氏名】

- (1)平成24年4月以降の勤務体系及び勤務形態を示す書類の写しを添付すること。
- (2)24時間の対応や連絡の体制を患者に交付した文書の写しを添付すること。